



平成 30 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 マルカキカイ株式会社
代表者名 代表取締役社長 竹下 敏章
(コード番号 7594 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役兼執行役員管理本部長
飯 田 邦 彦
(TEL 06-6450-6823)

従業員向け株式給付信託導入に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 21 日付にて、株式型インセンティブプラン「従業員向け株式給付信託」（以下「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）の導入を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

当社は、従業員の新しい福利厚生制度として当社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性を高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として本制度を導入することといたしました。

2. 本制度の概要

本制度は、予め当社が定めた従業員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対して当社株式を給付する仕組みです。

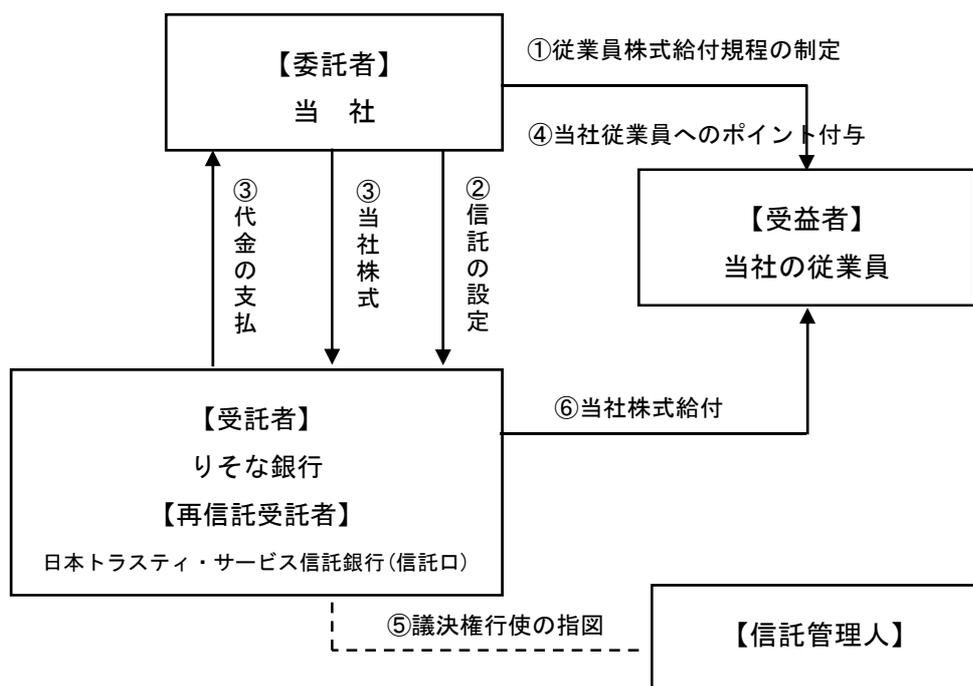
当社は、当社の従業員に対して個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、毎年ポイントを当社株式に交換して給付します。当社の従業員に対して給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。当該信託設定に係る金銭は全額当社が拠出するため、当社従業員の負担はありません。

本制度の導入により、当社の従業員は当社株式の株価上昇による経済的利益を収受することができるため、株価を意識した業績向上への勤労意欲を高める効果が期待できます。また、本信託の信託財産である当社株式についての議決権行使は、受益者要件を満たす当社従業員の意思が反映されるため、当社従業員の経営参画意識を高める効果が期待できます。

3. 本信託による当社株式の取得内容

- (1) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 株式の取得資金として
信託する金額 : 249,240,000 円
- (3) 取得株式数 : 120,000 株
- (4) 株式の取得方法 : 当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得
- (5) 株式の取得日 : 平成 30 年 6 月 8 日

4. 本制度の仕組み



- ① 当社は本制度の導入に際し、従業員株式給付規程を制定します。
- ② 当社は本制度を実施するため、金銭を拠出し、信託（本信託）を設定します。
- ③ 本信託は、上記②で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式の処分）から取得します。
- ④ 当社は、従業員株式給付規程に基づき当社の従業員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき、当社株式の議決権を行使します。
- ⑥ 本信託は、従業員のうち従業員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式を給付します。

<本信託の内容>

- (1) 名称 : 従業員向け株式給付信託
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : 株式会社りそな銀行
株式会社りそな銀行は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
- (4) 受益者 : 受益者候補のうち、本信託契約に従った受益者として確定されるための手続を履践した者
信託設定時において受益者は存在しません。
- (5) 信託管理人 : 当社従業員
- (6) 本信託契約の締結日 : 平成 30 年 6 月 6 日 (予定)
- (7) 金銭を信託する日 : 平成 30 年 6 月 6 日 (予定)
- (8) 信託の期間 : 平成 30 年 6 月 6 日 (予定) から平成 32 年 12 月 30 日 (予定) まで

以 上